

議事要旨(3)退職給付専門委員会における検討状況について

はじめに、西川副委員長（専門委員長）から、複数事業主制度の例外処理（退職給付会計基準 注解（注 12）に基づく処理）を適用している場合における開示の拡充の検討について、現在の検討状況が説明された。また、次回委員会において公開草案の議決を予定している旨の説明があった。

続いて、河本専門研究員から、企業会計基準公開草案『『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）（案）』の文案について、前回の委員会からの修正点を中心に説明が行われた。

まず、年金制度全体の直近の積立状況の開示と同様に、当該制度全体の掛金等に占める自社に係る割合についても、貸借対照表日時点のみならず、期中平均や年金財政計算上の決算日時点など適切なものを用いることができることが明示された。

また、複数の事業主により設立された企業年金制度がいくつかある場合、当該企業にとって単独でも重要性がある制度については制度ごとに注記を記載するが、単独で重要性がある制度以外の複数の制度に制度群として重要性があるときには、当該制度群の数値を合算して記載することが示された。これらについては、「参考（開示例）」においても示している。

さらに、前日に行われた専門委員会において、年金制度に積立不足がある場合の引当計上の考え方に関する記載については、まだ記述が不十分であるとの意見があったこと、また、最終項に記載されている退職給付以外の負債に係わる論点に関する記載については、文意が分かり難いあるいは同記載は不要ではないかとする意見があったことから、引き続き文案を検討している旨の説明がなされた。

事務局からの説明の後、出席した委員から、年金制度に積立不足がある場合の引当計上の考え方に関する記述は、「引当金に該当しない」ということを意味しているという理解でよいか、つまり、年金会計の分野におけるかかる状況のものは負債に計上すべきではないと読むということによいかという発言があった。これに対して、事務局から、「通常の場合には引当金に該当しない」としていることから、現在の同文案は「該当する場合がある」ことを示唆している旨が説明された。また、専門委員会での指摘を踏まえて、追加的な記載を検討している旨の説明がなされた。

以 上